

危機管理

Q 謝罪した件についての処分内容は

A 処分というふうなことはない



渡辺 俊夫 議員

Q

9月定例議会一般質問の答弁で、去る8月11日の死傷者を出した大雪渓上部崩落事故時、常勤特別職である助役と連絡が取れなかったことに関して、助役本人はミスを確認して謝罪しました。

地方自治法第162条及び163条に、村長は助役の選任及び任期中においても行うことができる解雇の権限を有するとあります。

そこで、村長として、この問題に関してどのようにその責任を果たしたのか、次のことについて伺います。

A

- ① 問題点の検証、その方法と結果
- ② 課題点の抽出とその対策
- ③ この件に関する処分内容

①及び②、今回の災害の場合には、村の避難対策本部の対応についても、山岳地帯でもあり小規模体制として、関係課が中心で対応しており、問題はなく、たまたま助役が休暇を取っていた中で、直ぐに連絡が取れなかったことに対しては、反省しており、特別職や、職員についても、災害時の際には休暇であっても、連絡が取れる体制について、心がけるように、今回の災害を契機として認識を新たにするよう徹底しました。しかし、休暇を取って出掛けている場合もありますので、物理的に可能な範囲の対応となるのは致し方ないと考えます。



- ③ 従って、処分というふうなことではないと考えています。

その他の質問

A

村の長として、白馬高校はどのようにあるべきと考えるか、次のことについて伺います。

- ① 学科制の導入と具体的な学科名の提示
- ② 学校、教師のあり方
- ③ 地域との連携

Q

① 今後懇話会でのご意見をいただきます。教委へ要望してまいります。

- ② 学校に対してのご意見や要望をいただいています。
- ③ 広報の活用やきめ細かな学校説明会の実施など生徒会やPTAをはじめとして地域の方々からも積極的に参加いただきながらご意見やご提言をいただけたらと思います。